

## 認知症医療従事者等向けの研修に係る要領

26 福保高在第954号  
平成27年3月19日

### 1 趣旨

この要領は、東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成23年2月1日付22福保高在第536号）（以下「実施要綱」という。）第6の1（3）、第7の5（2）に基づき、地域拠点型認知症疾患医療センターが実施する研修に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 研修の種類及び実施回数

地域拠点型認知症疾患医療センターは、以下に定める「かかりつけ医認知症対応力向上研修」「東京都看護師等認知症対応力向上研修」「東京都認知症多職種協働研修」を含め、年6回以上の地域の医療・介護専門職、家族介護者、地域住民等を対象とした研修を実施するものとする。

### 3 かかりつけ医認知症対応力向上研修

#### (1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

#### (2) 実施主体

本事業の実施主体は東京都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

#### (3) 研修対象者

都内で勤務(開業を含む)する医師とする。

#### (4) 研修内容

認知症支援推進センターが開催する「かかりつけ医・認知症サポート医フォローアップ研修ワーキンググループ」において検討する標準カリキュラムに基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術等の習得に資する内容とする。

#### (5) 受講の手続き等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが作成する募集要項に基づくものとする。

(6) 修了証書の交付等

ア 東京都知事（以下「知事」という。）は、本研修の修了者に対し、様式1により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進及び認知症の人とその家族等の受診の利便性に資するものとする。

4 東京都看護師等認知症対応力向上研修

(1) 目的

急性期医療に関わる一般病棟の看護師等に対し、入院から退院後の在宅生活まで視野にいたった認知症ケアについての知識等を学ぶための研修を実施することにより、認知症の人が病院で治療を受けることと、退院後にもとの生活に戻ることができることを促進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

(3) 研修対象者

都内の医療機関等に勤務する看護師とする。なお、精神保健福祉士、臨床心理士、薬剤師、作業療法士等の看護師以外の職種の者の受講も可能とする。

(4) 研修内容

標準的なカリキュラム（別記1）に基づき、医療機関等に勤務する看護師として必要な認知症ケアの原則等の知識の習得に資する内容とする。

(5) 受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが作成する募集要項に基づくものとする。

(6) 修了証書の交付等

ア 知事は、病院勤務の看護師等に対しては様式2により、その他の受講者に対しては様式3により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進に資するものとする。

## 5 東京都認知症多職種協働研修

### (1) 目的

認知症の人の支援に携わる専門職や行政関係者に対し、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにすることを学ぶための研修を実施することにより、認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けられる体制の構築を図ることを目的とする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は都とする。ただし、事業の運営を実施要綱第6の1に規定する地域拠点型認知症疾患医療センターに委託して実施するものとする。

### (3) 研修対象者

認知症の人の支援に携わる以下の者とする。

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、栄養士、地域包括支援センター職員、行政職員等

### (4) 研修内容

標準的なカリキュラム（別記2）に基づき、認知症の人の支援にあたっての多職種協働の重要性や多職種支援の視点の習得に資する内容とする。

### (5) 受講手続等

各地域拠点型認知症疾患医療センターが作成する募集要項に基づくものとする。

### (6) 修了証書の交付等

ア 知事は、修了者に対して、様式4により修了証書を交付する。

イ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

ウ 知事は、研修修了者のリスト等を作成し、区市町村や地域包括支援センターに提供する等、都の認知症医療体制の推進に資するものとする。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

東京都看護師等認知症対応力向上研修標準カリキュラム		
1 認知症 （30分） に関する 知識	ねらい	認知症に関する正しい知識を習得する。
	到達目標	1 研修の目的を理解する。 2 主な認知症疾患について理解する。 3 認知症の人の特徴とケアの基本を理解する。
	主な内容	認知症に関する知識(テキスト第1章) ①認知症とは ②身体面の特徴 ③心理面の特徴 ④環境の影響
2 認知症 ケア （60分） に関する 知識	ねらい	認知症の人のアセスメント方法、適切な対応方法を習得する。
	到達目標	1 認知症ケアの原則を理解する。 2 認知症の人のアセスメントのポイント、コミュニケーション方法、環境調整、せん妄ケアについて理解する。
	主な内容	認知症ケアに関する知識(テキスト第2章) ①ケアの原則 ②コミュニケーション方法と気を付けたいこと ③環境調整 ④せん妄ケア(予防と対応)
3 認知症 の人を 支える 連携等 （30分） について	ねらい	1 院内・院外が多職種・他職種連携の意義を理解する。 2 管理者として取り組む体制や環境整備の意義を理解する。
	到達目標	1 認知症の人の在宅生活の現状を理解し、院内・院外の関係職種・機関との連携のあり方を理解する。 2 管理者としての役割と行うべき取組について理解する。
	主な内容	認知症の人の在宅生活に関する知識(テキスト第4章) ①在宅での認知症の人と家族の現状 ②様々な人が支える在宅生活 ③他職種、他施設との連携方法 ④長期療養施設での生活 ⑤退院支援  認知症ケアを管理するための知識(テキスト第3章) ①看護管理の及ぼす影響 ②看護職員の現状 ③看護管理者の役割 ④部署(病棟)単位での取組 ⑤リスクマネジメントと身体拘束
グループワーク	内容	事例検討や自部署における課題の抽出等をテーマとして、グループワークを実施することが望ましい。

東京都認知症多職種協働研修標準カリキュラム		
ねらい	認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにする。	
単元	単元1 認知症多職種協働の重要性について(講義)	30分
	単元2 多職種協働支援の視点について(演習)  ・テキストの事例等をもとに、各職種がどのような視点でニーズを把握し、どのような支援を提供し得るかを、ブレインストーミングの形式等で意見交換	120分
	合計	150分

第 号

# 修了証書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省が定める  
かかりつけ医認知症対応力向上研  
修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

東京都知事

舛添 要一

第 号

# 修了証書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、厚生労働省が定める  
病院勤務の医療従事者向け認知症  
対応力向上研修を修了したことを  
証します。

平成 年 月 日

東京都知事

舛添 要一

第 号

# 修了証書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、東京都看護師等認知  
症対応力向上研修を修了したこと  
を証します。

平成 年 月 日

東京都知事

舛添 要一

# 修了証書

＜受講者氏名＞ 殿

あなたは、東京都認知症多職種協働研修を修了したことを証します。

認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることができるよう、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者と協働して、支援を提供されることを期待いたします。

平成 年 月 日

東京都知事

舩添 要一